

宮城県農業普及活動検討委員会及び普及活動検討会設置要領

第1 目的

「協同農業普及事業の実施に関する方針」（令和8年3月策定）第4の3（6）に基づき、「普及活動検討委員会」（以下「検討委員会」という。）及び「普及活動検討会」（以下「活動検討会」という。）の実施に関して詳細を規定する。

第2 検討委員会及び活動検討会の開催

県段階の検討委員会及び各農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）段階の活動検討会を次により開催するものとする。

- 1 検討委員会は、原則全県を単位とし、農政部長が年1回開催する。
- 2 活動検討会は、普及センターが所管する地域を単位とし、年2回普及センター所長が開催する。

第3 委員の構成

検討委員会及び活動検討会の委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、市町村、農業関係団体、生活者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者をもって構成する。委員に対する依頼は、検討委員会の委員あつては農政部長が、活動検討会の委員あつては普及センター所長それぞれ行うものとする。

第4 検討事項

- 1 検討委員会においては、次の事項について検討する。
 - （1）協同農業普及事業の実施方針等に関する事項
 - （2）普及指導活動の体制（体制、動向、資質向上の取組）に関する事項
 - （3）重点プロジェクトに関する事項
 - （4）普及指導活動（計画、成果等）の総合的な評価に関する事項
 - （5）その他県域に及ぶ農政推進上の課題やその推進に関する事項
- 2 活動検討会においては、当該地域における次の事項について検討する。
 - （1）プロジェクト課題の設定等普及指導計画の樹立に関する事項
 - （2）プロジェクト活動等普及指導活動の評価に関する事項
 - （3）普及指導活動推進上の関係機関との連携に関する事項
 - （4）その他普及指導活動の推進に関する事項

なお、概ね3年に1度は全プロジェクト課題が外部評価の対象となるよう、計画的に評価対象を選定するものとする。

第5 評価

検討委員会及び活動検討会の委員は、会の終了後様式1号により評価表を作成し、検討委員会あつては農政部長に、活動検討会あつては普及センター所長に提出するものとする。

第6 評価結果の活用

農政部長及び普及センター所長は、評価結果を農業革新支援専門員及び普及指導員の普及指導活動や次年度の普及指導計画に反映させるものとする。

第7 活動検討会開催計画及び実績報告

普及センター所長は、当該年度の実施計画及び前年度実績を別記様式第2号により、毎年4月末日までに農政部長に報告する。

また、活動検討会実施状況について、開催後 30 日以内に別記様式第 3 号により、農政部長に報告するものとする。

第 8 評価結果等の公表

評価の結果は、検討委員会においては農業振興課が、活動検討会においては各普及センターが開催の都度、速やかにホームページ等で公表するものとする。

公表に当たっては、使用した資料とともに検討委員会にあつては別記様式第 4 号を作成し公表するものとし、活動検討会にあつては第 7 で農政部長に報告した別記様式第 3 号をそのまま運用して公表するものとする。

第 9 会務

検討委員会の庶務にあつては農業振興課が、活動検討会にあつては普及センターがそれぞれ処理する。

第 10 その他

この要領に定めるもののほか、検討委員会及び活動検討会の運営に必要な事項は、農政部長又は普及センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。